

千葉県立銚子高等学校

いじめ防止基本方針

—心豊かな学校生活・いじめのない学校づくりのために—



千葉県立銚子高等学校 いじめ防止基本方針
一心豊かな学校生活・いじめのない学校づくりのためにー

千葉県立銚子高等学校

いじめは、決して許される行為ではない。いじめを受けている児童生徒を最後まで守りぬき、いじめの加害行為に対しては毅然として指導していく必要がある。

いじめ防止のためには、教職員が組織としていじめに関する問題意識を共有するとともに、豊かな社会や集団を築く推進者である児童生徒を守るため、いじめを許さない学校づくりを進めていかなければならない。

銚子高等学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための総合的かつ効果的に推進するために「千葉県立銚子高等学校いじめ防止基本方針」を策定する。①②

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 ②

いじめは、被害者と加害者の関係で完結するものではなく、全ての児童生徒に関わる重大な問題である。また、いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に取り組まなければならないものである。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがなく、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて指導生徒が理解できるようにすることを旨とするものでなければならない。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しながら、県教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、子供を取り囲む大人一人一人が、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義 ④

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。ただし、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策推進委員会」を活用して行う。 ⑤

(1) 一定の人間関係

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

(2) 物理的な影響

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

4 校内いじめ防止対策組織

銚子高等学校は、法第22条及び第28条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。当該組織は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応するものとする。また、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための常設組織とする。 ⑤⑥

(1) 名称 「県銚いじめ防止対策推進委員会」

(2) 構成 ⑤⑥

ア 教頭，生徒指導主事，各学年主任，教育相談担当，養護教諭

※いじめと認知・判断された場合は、当該学級担任，部活動顧問等，関係職員も参加。

イ 開かれた学校づくり委員会委員（保護者代表を含む）

→重大事案発生時の対応への助言と支援

(3) 組織が担う役割 ⑤⑥

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

5 いじめ防止のための取組

いじめは、どの子供にも起こりうる、また、どの子供も被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組んでいく。

(1) いじめ防止のための措置

ア いじめについての共通理解 ②

いじめ防止における具体的な指導上の留意点などについて、校内研修等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

① 新入生入学時に、インターネットの適正利用といじめの関係についての講話を実施する。 ⑦

② 外部講師による情報セキュリティ・インターネットの適正利用等についての講話を実施する。(年1回) ⑦⑭

イ いじめに向かわない態度・能力の育成 ⑩⑪⑫

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権活動の年間指導計画を作成し、自他の相違を受容する態度を養うとともに、「わかる授業」を展開し、生徒自身が、自己存在感・自己有用感を得られるようにする。また、他者とのコミュニケーション能力の向上や規範意識の醸成を図る。 ※視聴覚教材の積極的活用

ウ 生徒主体の取組 ⑧⑬

生徒会による「いじめ撲滅キャンペーン」や「いじめゼロ学校宣言」等の企画やいじめについて討論する機会の設定を支援する。

(2) 教職員の留意点

ア 教職員の不適切な認識や言動(過度の競争意識・勝利至上主義など)が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導には細心の注意を払うこと。 ⑧⑫

イ 障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、生徒の指導にあたる。

ウ 生徒のいじめ防止への取組が、主体的に参加できる活動になっているかチェックすると共に、生徒を陰で支える役割に徹するよう心がける。 ⑬

6 いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、③ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。 また、日頃からの生徒の「見守り」や信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や救助信号を見逃さないようアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に生徒に関する情報の交換を行い、情報の共有を図る機会をもつことが大切である。 ⑱

(1) 被害及び被害目撃調査の実施 ⑭⑮

年間4回(5月・9月・1月・3月)、定期的にアンケート調査を実施する。責任ある回答を求めるため記名式で行う。また質問事項は、いじめと密接に関係する「暴力」、「金銭強要」、「盗難」、「からかい」、「インターネット上の中傷や嫌がらせ」等について設定する。調査結果から、いじめの疑いがあるものについては、基本方針に従い、迅速に対応する。

(2) 教育相談・面談週間の設定 ⑫⑭⑮

年間3回(4月・7月・11月)、定期的に面談週間を設定し、生徒が抱える悩みや疑問を解決するための助言や支援を行う。面談結果から、いじめの疑いのあるものについては、基本方針に従い、迅速に対応する。

(3) 保護者との情報交換 ⑯⑰

上記(1)、(2)の実施結果や普段の学校生活の様子に「気がかりな点」がある場合は、すぐに保護者と連絡を取り、出来る限り個別面談を行う。学校では見えにくい問題行動等の把握につなげると共に、いじめに関する相談についても啓発する。

7 いじめに対する措置

(1) いじめの相談・通報の窓口 ⑲⑳㉓

ア 校内

- ・教育相談担当、養護教諭(県銚いじめ防止対策推進委員会)

イ 校外

- ・千葉県子どもと親のサポートセンター(月～金8:30～17:15)
0120(415)446 (フリーダイヤル)
- ・千葉いのちの電話24時間
043-227-3900 (24時間体制)
- ・24時間いじめ相談ダイヤル
0570-0-7810 (なやみ言おう)
※所在地の教育委員会の相談機関に接続
- ・銚子警察署
0479(23)0110

(2) 相談・通報後の対応

- ア 複数の職員により関係生徒から事情の聞き取りを行い、いじめ事実の有無の確認を行う。聴取した内容を電子データと紙媒体で残す。 ㉔
- イ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を守り通す。また、加害生徒については、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- イ 事実確認の後、校長は県教育委員会(学校安全保健課危機管理担当)に一報を入れる。
- ウ 教職員全員の共通理解の下、基本方針に従い、速やかに組織的に対応する。

(3) いじめられた生徒・保護者への対応(支援) ⑩⑱㉔㉔㉔

- ア 家庭訪問により、事実関係をその日のうちに保護者に伝える。
- イ 生徒の自尊感情を損なわないよう留意すると共に、本人や保護者に対し、徹底して守りぬくことや守秘することを伝え、出来る限り不安を取り除く対応策を示す。(必要に応じてスクールカウンセラーの支援を要請する)
- ウ 複数の教職員で、当該生徒の「見守り」を行うなど、当該生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- エ いじめられた生徒からの聴取が不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、当該保護者の納得が得られるよう、調査に着手することを伝える。(→重大事態への対応)

(4) いじめた生徒への指導・保護者への助言 ⑭⑳㉔㉕㉖㉗

いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導をするなど、毅然とした対応をする。

※教育上必要があると認めるとき、当該生徒に懲戒を加えるものとする（学校教育法第11条）。

ア 事実関係の確認の後、迅速に保護者に連絡する。（出来れば、来校してもらう）

イ 保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めると共に、保護者に対し継続的な助言を行う。

（警察や病院等が関係する事案であれば、関係機関との対応を指示する）

ウ いじめた生徒については、いじめは決して許される行為ではないということを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

エ 被害生徒や通報した生徒に対する報復行為を絶対にしないよう（再発の防止）指導する。

オ 被害生徒に対する謝罪等について指導する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ（学級・学年・全校・部活動等） ⑬㉑㉒

当該いじめに関するアンケート調査を実施し、関係者への聞き取り調査に関する具体的な方法や留意事項について確認する。

留意事項

ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

イ 同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 当該集団全体で話し合う機会を設定し、いじめを根絶する態度や雰囲気醸成する。（再発の防止）

エ いじめを発見した場合、相談や通報は正義に基づく行為であり、勇気を持って行うよう指示する。⑳

(6) ネット上のいじめへの対応 ⑪⑬

ア 不適切な書き込み（名誉棄損、プライバシー侵害）等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。（必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める）

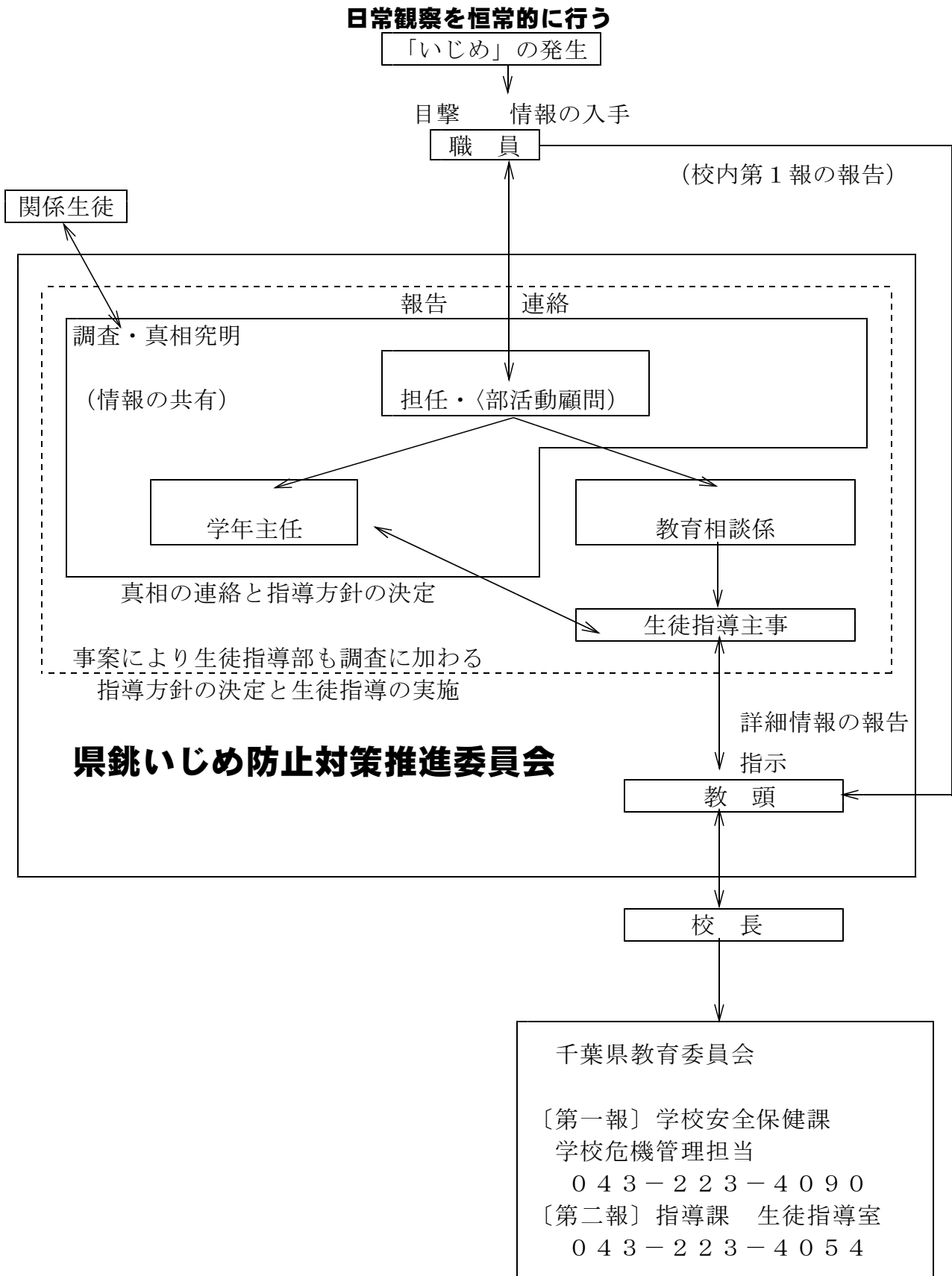
イ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) いじめられた生徒といじめた生徒の保護者に対する丁寧な説明 ③

ア 争いが起きることがないように、正確に丁寧な説明を行い、隠ぺいや虚偽の説明を行わない。

イ 警察や病院等が関係する場合は、それぞれの保護者の心情に配慮しつつ、争いが起きることがないように、適切に支援する。

(8) 報告体制 ⑱⑳



8 重大事態への対応

(1) 重大事態 ㉔

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき 【法第28条】

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。具体的には、
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

などの状況が想定される。

- ② 「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず迅速に調査に着手するものとする。

生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめが原因ではない」、または「重大事態には該当しない」と思われたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の報告 ㉕

「7(8) 報告体制」に基づき、校内における報告を受け、校長が県教育委員会(学校安全保健課学校危機管理担当)や関係機関に重大事態の発生について報告する。

(3) 県銚いじめ防止対策推進委員会の招集 ㉖㉗

重大事態の発生後直ちに「県銚いじめ防止対策推進委員会」を招集し、県教育委員会の指導の下、調査の趣旨、調査主体、調査の方法等について検討し、調査に着手する。

ア 調査の趣旨 ㉘

事実関係を明確にするため、重大事態に至った当該いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ 調査の主体 ㉙

学校が主体と行うか、県教育委員会が主体と行うか、県教育委員会が判断をする。従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒や保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会が主体と行うこととする。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、県教育委員会から必要な指導や支援を受けて行うこととする。

ウ 調査の方法 ③③

質問用紙や聞き取り調査により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合がある旨を、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明することに留意する。

① いじめを受けた生徒から聞き取りが可能な場合

生徒から十分に聞き取り調査を行うとともに、在籍生徒や教職員、必要に応じて保護者に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

② いじめを受けた生徒から聞き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員、必要に応じて保護者に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。それまで学校で先行調査をしている場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(4) 調査の実施 ③③

上記(3)に基づき、調査を実施する。いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

(5) 関係機関との連携 ②④

必要に応じて、医療機関、警察、心理や福祉の専門家、弁護士などの外部専門家に協力を要請し、連携して調査を進める。

(6) 調査結果について

ア 情報提供 ②④

調査により明らかになった事実関係（いじめが行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

また、情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮する。

イ 報告 ②②

調査結果については、校長が県教育委員会に報告する。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報についても、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

(7) 自殺の背景調査における留意事項 ③③

自殺の背景調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。(第28条第1項に定める「調査」)

以下、調査における留意事項。

- ア 遺族が背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 背景にいじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査を実施する。
- エ 遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておくこと。
- オ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者(第三者)に依頼することで、当該調査の公平性と中立性を確保するように努める。
- カ できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に又、総合的に分析評価を行うように努める。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び、経験を有する者の援助を求めること。

9 公表、評価

(1) 公表 ③④③⑥

学校評価アンケートにいじめに関する項目を設定し、教職員・生徒・保護者の評価を分析し、その結果と改善策を「開かれた学校づくり委員会」で説明する。

「開かれた学校づくり委員会」の評価結果を受け、改善策をまとめて、本校ホームページで公表する。

(2) 点検・評価 ③⑤③⑦

(1) の評価分析をもとに、いじめ防止への取組について、さらに点検・修正を行い、いじめ防止対策方針の見直しを図っていく。(「PDCAサイクルによる取り組みの見直し」)

【チェックリスト】

- ①教職員，生徒等から幅広く意見を聴取して方針を策定している。
- ②いじめ問題に対する学校の基本理念，姿勢を全職員の共通理解のもとに示している。
- ③いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり，正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行わないことを示している。
- ④いじめの定義を示している。（法及び国基本方針で定めたもので，各学校でさだめるものではない。）
- ⑤組織の構成や役割について示している。
- ⑥協議や対応する内容に応じて組織の構成を柔軟に定めている。
- ⑦生徒，保護者への啓発活動を具体的に示している。
- ⑧教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを示している。
- ⑨学校全体で暴力や暴言を排除することを確認している。
- ⑩生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が自己有用感を高めるなど，いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを示している。
- ⑪道徳教育，いのちを大切に作るキャンペーン，豊かな人間関係づくり実践プログラム（中学校）等の計画的，組織的な指導計画を示している。
 - ・いつ、どのような場面で，どのような指導を行うか。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめ等の指導。
- ⑫過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等によりいじめを誘発する問題について指摘している。
- ⑬生徒の自発的な活動を支援することが示されている。
 - ・命を大切に作るキャンペーン，いじめゼロ宣言，生徒会の活動，生徒からの提案を加えることもよい。
- ⑭いじめはどの学校でも，どの子にも起こり得るとの認識のもと，いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査の実施を示している。
 - ・実施時期を明示している。
 - ・いじめに特化した内容でなくてもよい。進路希望や悩みなどと併せていじめについて質問項目を設けることも可。
 - ・インターネットを通じたいじめについて質問項目を設けるなど明示している。
 - ・調査実施時（記名調査とする場合は特に留意が必要）にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため，実施方法について詳細な留意事項を示している。
- ⑮アンケート以外はいじめを認知する取組（個別面談や教育相談等）を示している。
- ⑯いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し，速やかに学校に相談する等の啓発活動を示している。
- ⑰いじめ防止に関して，保護者との連絡方法を定めている。
 - ・アンケート調査，保護者面談等，家庭への電話連絡など
- ⑱上記の他，昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する等，日常的にいじめの早期発見に取り組むことを示している。
- ⑲学校におけるいじめの相談・通報窓口を示している。
- ⑳学校以外はいじめの相談・通報窓口を示している。

- ③⑤年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとることを示している。
- ③⑥年度毎にいじめ問題への取組を保護者、生徒、所属職員等で評価することを定めている。
- ・既に実施している学校評価等に加えることも可。
- ③⑦学校いじめ防止基本方針の見直し規定について示している。

いじめ防止対策推進法

目次

第一章	総則（第一条—第十条）
第二章	いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
第三章	基本的施策（第十五条—第二十一条）
第四章	いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
第五章	重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
第六章	雑則（第三十四条・第三十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対

するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、

当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。